

市長の政治姿勢についてお伺いします。

世界的金融経済危機のもと、日本においてもその影響が広がりつつあり、国民の雇用と暮らしを守る抜本的対策は、日本経済と政治の焦眉の課題となっております。

こうした重要な時期にあって、世界と日本を代表する大企業の減産を理由にした派遣労働者や期間社員の大量「首切り」「雇い止め」が報じられ、シャープも福山工場を中心に300人の派遣労働者を「雇い止め」と報道されました。

その理由としては、2009年3月期の連結純利益が7年ぶりに前年と比べ減少する見通しで、生産体制の見直しを検討しているとのことであります。

しかし、今日まで、シャープの携帯電話事業の営業成績は、国内首位でありました。国内携帯電話事業は厳しい状況が続くとのことでありますが、液晶テレビの販売台数は好調に伸び、シャープ全体の2008年3月期決算で営業利益は1836億9200万円、当期純利益は1019億2200万円にのぼっています。

また、2009年3月期の通期計画では、売上高をほぼ前年並みの3兆4200億円と見込み、当期純利益も減益とはいえ、600億円を見込んでいます。内部留保金も2008年3月期決算現在で、総額1兆1116億円とのことであります。

よく儲かり、体力は十分であるシャープは、300人の派遣労働者を、期限内に雇い止めしなければならぬ状況ではありません。

労働契約法でも、有期雇用の契約途中での解雇は、企業が倒産の危機にあるなど「やむを得ない事由」を除いて禁止されております。

何ら責任のない派遣労働者に犠牲が押しつけられ、生産の「調整弁」にされることは、若者の未来への希望も奪うものであり、何としても避けるべきです。大企業の動向は、社会に大きな影響を及ぼし、その社会的責任が大きいことを自覚する必要があります。

また、他の誘致企業に対しても、市民の雇用と地域経済を守る、社会的責任を果たしてもらうことが必要であります。

そこで、以下のことを市長に要請し、福山市としての対応を強く求めるものです。

一、シャープに対して、派遣労働者の打ち切りをしないことを強く求めること。

二、経済的な優遇措置を行うなどして、市が誘致した企業が、景気悪化を理由に、安易な解雇を行わないよう、各企業に申し入れること。

三、地域経済や雇用・関連企業の経営に影響を与える誘致企業のリストラ計画については、全容を公開し、福山市と事前協議を行うシステムを構築すること。

四、派遣労働者の相談窓口を設置し、「雇い止め」問題や住宅の確保をはじめ非正規労働者らの切実な要求にこたえる相談を行うなど、雇用と生活を守る施策を実施すること。

五、労働者派遣法を抜本改正して、1999年の改悪前に戻すよう、国に強く要望すること。

六、「有期雇用」を厳しく制限するよう、労働基準法の改正を国に強く要望すること。

以上、お答えください。

国保行政についてお伺いします。

資格証明書の大量発行で、国保証がないために、病院に行かれず、病状が重篤となり、命を落とす事態が全国で大問題になりました。

資格証明書での受診は、窓口でいったん10割の治療費を支払わなくてはならず、負担の重さから受診が遅れ、特に小さな子どもは命にかかわる危険性が強く懸念されます。保険税を払えない世帯に対して保険証を取り上げるという無慈悲な行政を続けることは許されません。

この10月1日の国保証更新にあたり、福山市は、1982世帯に資格証明書を発行したとのことであります。この内容については、法定減免7割軽減世帯への資格証発行は中止したとのことでありますが、なお、大量発行を続けているものであります。

9月議会に市長が「今後、資格証明書は発行しないという考え方を基本に…」と答弁した内容に背くものです。

福山市も、市長答弁を名実ともに実行し、資格証明書の発行を中止することを求めるものであります。

この間、厚生労働省が、本年9月、親が国民健康保険の保険料を払えないために国保証を取り上げられ「無保険」状態となっている子どもの実態を調査し、10月30日に通達を出しています。

福山市は、議会での質疑も勘案し、18歳以下の子どもについては、資格証明書発行の適用除外といたしました。市長の英断を評価するものであります。

具体的には、現在、資格証明書を交付されている世帯で、18歳以下の子ども370人に対して、2009年1月1日付けの短期被保険者証の交付を行うとのことでもあります。

せっかくの英断は、1日も早く実施に移されるよう、ただちに、被保険者証を交付されることを求めるものであります。

また、子どもに限らず、疾病の被保険者には、保険証を直ちに交付することを求めるものであります。

以上、それぞれについてのご所見をお示しく下さい。

次に、国保税について伺います。

本年度の国保税率改定にあたり、来年度も、基礎課税額1人当たり **2956** 円の引き上げを示されたところであります。

しかし、国保会計には、なお **10** 億円余の基金があります。

約 **3** 億 **3000** 万円の基金を取り崩して充当すれば、新年度の国保税引き上げは回避できるのではありませんか。

格差と貧困が広がる中、生活基盤の脆弱な国保世帯の負担を軽減するため、新年度の国保税を引き上げないこと、さらに引き下げを行うことを求めるものです。

ご所見を、お示しく下さい。

## 保育行政・子育て支援策についてお伺いします

急激な少子化が進行する下で、次世代育成支援に対する国と市の責任はこれまでも増して大きくなってきています。なかでも、保育・学童保育・子育て支援施策の整備と、施策の拡充に対する市民の期待は大きく高まっています。

11月27日、福山保育団体連絡会は、市長に対し、「子育てするなら福山市で」と題した要望を8966人分の署名とともに提出しました。

この要望は、●国に対して現行の保育制度をまもり拡充するよう求めること、●保育料を引き下げ保護者負担を軽減すること、●保育予算を増やし豊かな保育ができるように職員配置を増やすこと、という、3点を要望しています。

出席した保護者らは「保育料が高く引き下げの要求は切実です。子どもは欲しく産みたいけれど、経済的に難しい」とか、「子どもの医療費は1回500円ですが、子どもが増えると受診回数も増えるため完全無料に」といった訴えを行いました。

国会では、2006年以来、第165回臨時国会、第166回通常国会、第169回通常国会で、「現行保育制度の堅持と拡充、保育、学童保育、子育て支援予算の大幅増額を求める請願」が衆参両院で、全会一致で採択されています。

ところが、政府は、経済財政諮問会議、地方分権改革推進委員会や規制改革会議などで行われている保育制度改革論議で、直接契約・直接補助方式の導入や体制基準の廃止、引き下げなど、保育の公的責任を後退させるあり方を論議しており、国会で採択された請願内容とは逆行する動きが起こっています。

このような改革が進めば、子どもの福祉よりも経済効率が優先されるため、過度の競争がすすみ、家庭の経済状況により子どもが受ける保育のレベルに格差が生じることとなります。

すべての子どもたちの健やかな育ちを保障するためには、衆参両院で採択された請願項目を早急に具体化し、国と市の責任で、保育・学童保育、子育て支援策を大幅に拡充することが求められます。

以上のことを踏まえ、次のことを求めます。

1. 児童福祉法 24 条に基づく、現行保育制度を堅持・拡充し、直接契約・直接補助方式を導入しないよう、国に求めること。

1. 保育所最低基準は堅持し、抜本的に改善するよう国に求めること。

1. 子育てに関わる保護者負担を軽減し、雇用の安定や労働時間の短縮など、仕事と子育ての両立のための環境整備を進める施策を展開すること
  
1. 市として、保育所、幼稚園、学童保育、子育て施策関連予算を大幅に増額すること。
  
1. 公立保育所を廃止し民営化を進める、再整備計画は見直すこと。
  
1. 乳幼児医療費助成制度を拡充し、子どもが中学校を卒業するまで、完全無料とすること。

以上についてお答え下さい。

## 高齢者福祉行政についてお伺いします

政府与党が10月30日に発表した、追加経済対策に、介護政策が盛り込まれています。

それによると、「介護従事者の処遇改善」のため、来年4月から、介護報酬を3%引き上げる方針を決定しています。介護保険制度は、報酬を上げると、保険料の引き上げに連動するため、厚生労働省は、1200億円程度の国費を投じる案を示しています。

しかし、報酬引き上げによる、保険料上昇分を全額国費でみるのは、2009年度の1年間だけで2010年度は国費を半減し、11年度には、国費はゼロとなります。しかも、厚生労働省は報酬は事業者を支払われるため、3%の報酬引き上げで、給与が一律、一定金額引き上がるとは限らない、と説明し、給与が「1か月2万円アップ」とすると明記した根拠も揺らいできています。

11月28日の厚生労働省での介護給付費分科会では、給与「月2万円アップ」の実現を不安視する声があったと、報じられています。

現在、多くの介護事業所の経営は危機に追い込まれています。過去2度の改定で、報酬は合計4.7%も引き下げられ、サービス抑制も続いています。

3%の報酬増分を全て給与アップに回すだけの余裕のある事業所は、多くはないことが推察されます。

さらに、日本医師会は、「経営状況が健全で、確固たるものにならない限り、介護サービス従事者を取り巻く諸問題は根本的に解決されない」とも、指摘しています。

深刻な介護現場の実態を解決するために、介護報酬とは別枠で「賃金特別加算」措置を設け、国の責任で介護労働者の給与を名実ともに引き上げる措置が求められます。

市として、緊急に、国に対して、強く要請することを求めます。

次に、本市が調査した、「第4期福山市介護保険事業計画策定のための被保険者に対する調査報告」によると、福山市に力を入れてほしい事業について、「家族介護の負担軽減」との要望が最も多かったことが明らかとなっています。

次いで「低所得者への負担軽減策の充実」「介護サービスの量と質の充実」となっていました。

市独自の経済的負担軽減策と、独自の補助制度の創設が求められます。

本市は、介護保険事業を利用した利用者に対して、市独自で5000円分の食費負担軽減制度を行っていますが、来年度から廃止することを仄聞しています。

これは、市民要求とかけ離れたあり方であり、調査結果に即すと、制度を継続し、拡充こそすべきではありませんか。認識をお示し下さい。

また、高齢者の生活実態に配慮するならば、福祉制度として、介護サービスなど、高齢者の生活実態に配慮した利用料負担軽減制度の創設を求めます。

以上についてお答え下さい。

## 障害者施策についてお伺いします

障害者自立支援法が施行されて2年半余が経過し、来年は、同法の規定に基づき「3年後の見直し」を行う年に当たります。また、第2期福山市障害福祉計画のスタートの時期でもあります。

政府は、来年の通常国会に障害者自立支援法「改正」案を提出するとしていますが、法施行後に噴出している、障害者と施設の深刻な実態を見れば、部分的な手直しで済ませられないことは明瞭です。

この間、原則1割の応益負担による重い負担増のために、施設や在宅サービスの利用を断念・抑制せざるを得ない障害者が相次いでいます。

また、報酬が大幅に削減されたために、事業所は職員の労働条件の切り下げを余儀なくされ、離職者が相次ぎ人手不足が一段と深刻化しています。このままでは、障害者福祉の基盤が崩壊しかねない深刻な事態です。

国はこれまで障害者の批判の声と運動におされ、「特別対策」と「緊急措置」という2度にわたる利用者負担軽減などの改善策を実施しました。しかし政府は、なお矛盾の根幹である応益負担制度には手をつけず、根本解決には至っていません。

来年の自立支援法見直しにあたり、障害者が人間らしく生きる権利を真に保障される、新たな総合的な法制度を確立するために、次のことを求めます。

- 一． 障害が重い人ほど負担が重くなる「応益負担」制度を廃止するよう、国に求めること
- 一． 事業所に対する報酬単価を大幅に引き上げ、支払い方式を「日額制」から「月額制」へ戻すよう国に求めること。
- 一． 障害者の就労支援、くらしの場の確保など、訓練主義や競争主義の持ち込みではなく、就労保障とともに、日常生活の支援策も拡充するなど、新施設体系の在り方を、権利保障の観点から再検討するよう国に求めること。
- 一． 成長期・発達期にある子どもへの「応益負担」を廃止し、障害の程度に関わらず必要に応じて福祉サービスの利用ができるよう、障害程度区分の適用は行わないよう、求めること。
- 一． 福祉サービス利用にあたり、契約制度をやめ、公的責任で適切な利用ができるよう、改善を国に求めること。

- 一． 障害のある子どもの放課後や長期休業中の生活を保障するための制度を確立するよう、国に求めること。また、市独自で新たな施策を実施すること。
- 一． 自立支援医療は、ただちに廃止し、原則無料の公費負担医療制度とするよう、求めること。
- 一． 重度心身障害者医療費助成制度を国の制度として確立するよう求めること。また、県に制度を拡充することを求めること。
- 一． 「障害程度区分」認定は、障害者の生活実態や支援ニーズを正確に反映し、真に必要な支援を保障するために、再構築することを求めること。
- 一． 福山市が地域生活支援事業に積極的に取り組めるよう、補助金を大幅に増やすよう求めること。
- 一． 移動支援事業やコミュニケーション事業、地域活動支援センターなど、必須5事業と言われる事業は、国の責任で財源保障するよう強く求めること。

以上についてご所見をお示し下さい。

商工労働行政についてお伺いします。

全国の中小企業・中小業者の景況は急速に悪化し、10月の倒産は、6年ぶりの高水準となっております。

広島県信用保証協会が行った7月～9月期の「金融動向調査」では、県内中小企業の景況および金融動向は、厳しさを増し、次期については、特に、「資金の借入難易感」でマイナス幅の拡大を見込み、借入環境の先行不透明感が続くと予測しています。

中小業者を苦境に追い込んでいる要因の第1は、銀行による貸し渋り・貸しはがしが横行していることです。

今年、福山市内に本社を置く機械製造会社が倒産しました。某銀行から悪質な貸しはがしを受けたことが直接の原因です。

銀行は、「融資総額の数千万円を前倒しで一括返済すれば、同額の追加融資を行う」と社長に持ちかけ、その話を信じて一括返済したところ、新たな融資は拒否されたとのことでもあります。

社長は、「銀行から、だまし討ちに遭った」と、怒り、嘆いております。

銀行業界には、10年前に、公的資金が投入され、うち約10兆円の国民負担が確定しています。今こそ、中小零細企業への資金供給という社会的責任を果たすべきであります。

政府に対して、銀行による貸し渋り、貸しはがしをやめさせるよう、指導・監督の強化を求めてください。

市としても、金融機関に対し、中小企業・業者に対し、貸し渋り、貸しはがしをしないよう、強く要請してください。

次に、信用保証制度が、昨年10月の責任共有制度導入により、「8割」の部分保証に改悪されました。信用保証制度の改悪が中小企業の資金繰り悪化に追い打ちをかけています。

国に対して、中小企業への信用保証は、部分保証への改悪を元に戻し、100%保証にすることを強く求めてください。

全国的には、保証料や利子を補給するなど、自治体独自の融資制度が広がっていますが、福山市も「保証料、利子の補給」制度の創設を行うことを求めるものです。

また、現在、実施されている100%保証の「原材料価格高騰対策等緊急保障制度」について、業種指定を取りやめ、全業種に適用するよう、政府に要望してください。

それに先駆け、対象から外れている業種への市独自の保証制度を創設することを求めます。

本市の「経営安定化資金」「小規模事業資金」について、融資条件は、「税を完納している」としてあります。

市は、「完納証明が無いから機械的に断ることはせず、機動的、弾力的に行っている」と回答してきましたが、実際には、「認定書」の使用事態が、業者の信用を失墜させるなど、弊害があることが訴えられてきたところです。

税の完納証明添付の項目を要綱から削除することを強く求めます。

以上について、お答えください。

環境行政について伺います。

先般の文教経済委員会で、理事者より「福山市環境基本計画」の素案が報告されました。

地球温暖化対策プロジェクトについて、「素案」は、2009年度に「市域全体の温室効果ガス排出量調査を把握する」としています。地球温暖化対策に資する重要な取り組みです。

調査項目については、理事者から「現在、策定中である国のガイドラインや県からの指導内容の通知に基づいて実施する」旨の説明がありました。

市長は、6月定例議会で、「国は、『地球温暖化対策の推進に関する法律』に基づき、大規模排出事業者の2006年度の温室効果ガス排出量を公表し、削減努力を促しているところであります」と答弁されました。

今年5月、この制度に基づく「2006年データ」が公表されました。それによると、対象事業所の直接排出は日本全体の68%を占めています。

今回、国の請求に対し、全体の99.7%の事業所がデータを開示しました。

一方、非開示とした事業所が、14社36事業所あり、JFEスチール西日本製鉄所福山地区事業所もその中に含まれています。市長答弁の趣旨に背くだけでなく、法に背く、重大な義務違反であります。

NGO「気候ネットワーク」の推計によると、対象事業所中、JFEスチール西日本製鉄所福山地区事業所の温室効果ガス排出量は、全国で2番目に多いものとなっています。

「排出量調査」にあたっては、今回、非開示としたJFEスチール西日本製鉄所福山地区事業所に対し、市として、データの開示を請求することを求めます。

本計画は、2009年から2018年までの10年間を見通したもので、「福山市環境基本条例」にもとづき、福山市にとどまらず、地球全体の環境を保全し、将来の世代にまで恵み豊かな環境を引き継いでいくことを基本として策定されるものです。その趣旨にもとづき、計画をより良いものとする立場から質問いたします。

ごみ減量プロジェクトについて、粗大ごみの排出量の、家庭系・事業系別のトン数、市民一人当たりの排出量は、ここ5年間横ばいであるにもかかわらず、「素案」は、発生抑制として、「粗大ごみ収集の有料化を検討」するとしています。

粗大ごみ収集を有料化し、市民への負担を押し付けるあり方では、ごみ減量問題は解決しません。

すでに有料化した自治体でも、当初はごみの量が減りますが、その数年後には、またごみが増え、「お金を払っているのだから、いくら出しても自治体が処理するのは当然だ」という意識が生まれるなど、ごみ減量に逆行する状況が出ています。

また、自治体固有の責務である、ごみ処理の有料化は断じて許されません。

「粗大ごみの収集の有料化を検討します」との一文を「基本計画」から削除することを求めます。

ごみ問題を根本的に解決するためには、「大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動やライフスタイル」を改めることが不可欠であります。

そのために、第一に挙げられるべきは、ごみの発生を設計・生産段階から削減することであり、OECD・経済協力開発機構が日本に対し勧告したとおり、「拡大生産者責任」の適用を抜本的に強化することです。

国に対して、「拡大生産者責任」の抜本的強化を盛り込んだ法整備を求めてください。

また、福山市が率先して、リデュース・リユース・リサイクルを進めることを求めます。

現行のごみ処理方法である R D F 事業は、ごみの大量焼却を前提としたものです。

R D F 工場管理運営費は約 18 億 6000 万円となり、前年度決算額に比べ、1660 万円余増加し、管理運営費が、毎年増高しています。今後の管理運営費の増高をどのように見込んでいるのかお示してください。

また、「ごみが減れば処理委託料が引きあがり、ごみ減量の努力と相反した仕組みとなっている」とのこと、市民のごみ減量努力に水を差す、R D F 事業を推進した責任は、厳しく問われなければなりません。

ごみの徹底した分別収集を行い、焼却は、最小限とする方法に転換することを求めるものであります。

今からでも、R D F 事業によるごみ処理は、転換することを求めるものです。

以上について、お答えください。

教育行政について 35 人学級について、伺います。

市長は、9 月定例市議会の説明で「小学校 1 年生から中学校 1 年生に、35 人を基本に、本市の実態に即した少人数学級の段階的な導入を図ってまいります」と述べられました。

市長のご決断を、保護者や学校関係者、市民が歓迎し、その具体化を心待ちにしています。

新年度から、35 人学級へ踏み出していただくよう切望するものですが、現在の進捗状況をお示しください。

全国学力テストについて、伺います。

文部科学省は、「教育振興基本計画」に沿って、新学習指導要領に忠実な教育の実施を求め、全国学力テストなどで、その実施状況をチェックし、改善を命じるという手法を進めています。

わが党は、教育の自主性を侵し、子どもたちの柔らかい心を、国の定める鑄型に押し込める「教育振興基本計画」は、改悪教育基本法に基づく人づくりであり、撤回するべきだと求めているところです。文部科学省が、2008 年度の学力テストに参加した 1 8 3 9 市町村教育委員会に対して行った調査によると、市町村別結果公表をしないことに 9 5 ・ 0 % が賛成し、学校別結果を公表しないことに 9 6 ・ 3 % が賛成しています。

全国の圧倒的多数の市町村教育委員会が公表を望まないという調査結果です。

ところが、福山市では、児童数5名以下の1小中学校を除くすべての小中学校が全国学力テストの結果を「授業改善シート」で公表しています。

このような、全国の動向と反する状況となっているのは、9月2日付、福山市教育委員会学校教育一部指導課長名通知「福教指第79号の21」で、各校に対し、結果に基づく改善計画・「授業改善シート」と「授業改善実施スケジュール」の提出を求め、「9月末までに保護者に説明するとともに、学校ホームページに掲載してください」と求めているからではありませんか。

各学校の自主性は、踏みにじられています。福山市の状況は、文部科学省初等・中等教育局長名から、逸脱しています。

通知「第79号の21」は、撤回することを求めます。市のテスト結果も、学校別の全国学力テスト結果も、公表を取りやめることを強く求めるものであります。

また、今後、全国学力テストへの参加はしないことを求めるものです。以上についてのご所見をお示しくください。

放課後児童クラブ事業と、放課後の子どもの居場所作りについてお伺いします。

11月4日に、市内の放課後児童クラブの充実を求めて運動をされておられるお母さんたちが、市長あてに3346人分の、署名を提出しました。

要望内容は、41人以上の大規模クラブの分離増設で、適正規模を確保し、クラブが子どもの「生活の場」となるよう施設整備と充実を求めるとともに、児童館など、子どもの放課後の居場所の整備を求めています。

提出された要望について、どのような受け止めをしているのか、認識をお示し下さい。

今年度、補正予算を編成し、市内の大規模クラブの解消へ向けて、対応を行おうとしていることについては、一定の評価をするものであります。

引き続き大規模クラブの解消に努めることを求めますが、2009年度以降、残りの大規模クラブは何校となり、その解消はどのようにするのか、見通しをお示し下さい。

次に、放課後の児童の在り方についてお伺いします。

放課後児童クラブを利用していない子どもや、4年生以上の子どもにとって、大人の目の行き届く放課後の居場所は、市内に確立されたものはありません。

また、就学前の子どもの安全な遊び場もなく、子どもの居場所作りは、緊急の課題となっています。

決算特別委員会では、放課後の児童の実態把握はしていないとの答弁でしたが、早急に放課後の子どもの動向について調査を行い、施策の参考にすべきだと考えます。今後についてお示し下さい。

また、放課後、子どもが過ごせる児童館の建設など、放課後の子どもの居場所の在り方に関わる総合計画の作成を求めますが、ご所見をお示し下さい。

また、これまで、児童館に関わる答弁では、「既存の施設に機能を付与する」とされてきましたが、その具体的内容についてお示し下さい。

以上についてお答えください。

神辺川南地区まちづくりについてお伺いします。

現在、福山市は、川南地区まちづくり計画について、事業説明会を行っています。

11月1日には、神辺公民館で区画整理事業区域の説明会が行われ、約250名の地権者のうち70名が参加しました。

この事業説明会で、神辺支所長は「来年度、手続きをしていきます」と表明しています。

しかし、今でも「なぜ区画整理でしないといけないのか」とか、「道路や公園の設置は、買収方式でしてほしい」「地区計画や区画整理にかかる土地所有者全員に投票してもらって、どうするかを決めてほしい」などの意見が出され、住民合意は得られておりません。当事業について、福山市が来年度、都市計画決定を強行すれば、ますます事態が混乱します。都市計画決定を行わないことを求めるものです。ご所見をお示しくください。

また、「区画整理の地域が狭くなって負担が増えている。精算金をどうやって払うのか」とか、「今、宅地需要もアパート需要もないときに、区画整理後、宅地で返されると困る。必要なときには買い上げてもらえるのか」、「下水道は、区画整理地域でも地区計画地域でもつくのか」などの質問も出されています。

このような声が出るのは、地権者への説明が不足しており、情報提供も不十分だからであります。

小樽市では、小樽築港駅周辺地区再開発事業について計画段階でも、土地評価基準案、従前従後の路線化図案、路線化計算調書、不動産鑑定評価などが公開されています。

福山市でも十分な情報公開を行い、説明責任を果たすべきであります。ご所見をお示しくください。

また、地区計画区域における道路整備について、各自治会が、地権者を路線ごとに集めて、一人一人の同意を求めています。

自治会に、地権者の同意確認を行わせることは、住民同士の軋轢を生み出すものです。中止することを求めます。御所見をお示しくください。

神辺町時代に、川南土地区画整理事業が計画されて以来、37年間、住民合意は得られておりません。

川南地区まちづくり事業は、白紙撤回すること、必要な道路整備については、買収方式に転換することを求めるものです。ご所見をお示しくください。

鞆港埋め立て架橋計画についてお伺いします。

県と福山市が推進しようとしている鞆港埋め立て架橋計画に関して、国際記念物遺跡会議、イコモスが、今年10月4日に、カナダで開かれた総会で、当計画の撤回を求める勧告を、採択しています。イコモスとは、文化遺産保護に関わる国際的NGOとして設立された組織で、2007年には、参加国は約110ヶ国を数え、国内委員会が組織されています。

国連の専門機関であるユネスコと密接に連携し、その諮問機関として世界遺産登録の審査とモニタリングを行っている国際的権威をもつ組織です。

2005年の前回総会に続き、同じ遺産の保護について、連続で決議するのは、極めてまれなことです。

それだけ、この勧告は真摯に受け止めなければなりません。イコモスの勧告内容を、どのように受け止めておられるのか、認識をお示し下さい。

国土交通省は、道路利用のニーズを示す将来の交通量予測について、これまで、2020年まで増加し続けるとしていた見込みを、今後、毎年0.1%前後減少するという見方に変更しました。

また、自動車保有台数については、景気の後退などで、新車購入や利用を控える動きが増加し、2007年度には、すでに前年度を下回っています。

事業便益の計算方法も見直しており、同省は、道路建設による経済効果は従来に比べて、2割から3割小さくなるとされています。

11月13日の決算特別委員会では、鞆港埋め立て架橋計画の免許申請に関わる定量的に示せる数値として、「事業便益がある」、とされました。現計画の、総便益と総費用がそれぞれいくらかで、事業便益と言われる、いわゆる費用対効果の数値はいくらになるのか、お答え下さい。

これらの数値が、今後変更となることが予測されますが、架橋計画が、どのような影響を受けるのか、説明を求めます。

また、現在の鞆の浦を訪れる観光客数の最新の数値と、それにより生み出される観光消費額の総額をお示し下さい。

さらに、この計画により、破壊、または消滅する埋め立て計画地内と周辺に分布する文化財はどのようなものがあるのか、また、それら文化財についての説明をお示し下さい。

金子一義国土交通大臣は、10月24日の記者会見で、古い風景を残してほしいという意見に対して、法律論的には「大事なことだと思う」として、「地域の大事なところは保存しながら作るとか、避けるためにルートを替えていくということは見聞きしている」と発言しました。

わが党の調査では、全国には、道路建設計画を立ち上げながら、自然景観や環境への配慮を理由に、計画見直しや中止した例がいくつもあります。

北海道の士幌高原は、大雪の山並みの最南端に位置し、多様な動植物の生息する地域です。特に、「氷河期の生き残り」と言われるナキウサギや、コマクサをはじめとする動植物が分布し、地質的にも訪れる人を魅了する、風光明媚な場所です。

また、夏も冷気の吹き出す日本最大規模の風穴があり、独特の生態系があります。

ところがここを、通過する道路建設計画が北海道により、進められました。道路建設の最大の理由は、「山火事対策」や「木材運搬道路」でした。

しかし実際には、消火が不可能だったり、林業も国立公園の特別保護地域では禁止されていたり、道路建設でも、わずか10分しか走行時間が短縮されない等、事業の必要性がないことが明らかとなり、計画を中止しました。

また、同じ北海道内の日高横断道路も、知床国立公園や、大雪山国立公園とともに、日高山脈が有する、原生自然地域と、貴重な生態系を守るため、計画を中止しました。

さらには、栃木県塩那道路でも財政問題を理由に道路建設計画を中止しています。

国土交通大臣は「今まで出来ている道路でもそれぞれの地域の大事なところは保存しながら作っていく」としていますが、全国の例にならい、靫港埋め立て架橋計画の見直しについて、再考する時期に来ていると考えます。

ご所見をお示し下さい。

以上についてお答え下さい。

## 福山道路等幹線道路網整備計画についてお伺いします

国土交通省は11月26日、将来の自動車交通量の新しい推計値を公表しました。それによると、2005年の実績値に比べ、2020年には1.7%減少、2030年には2.6%減と、今後横ばいか微減傾向で推移すると予測しています。

2030年の推計値は、2002年の従来推計から13%もの下方修正となっています。

また、同省は25日には、道路事業の費用対効果の計算方法を見直すことも正式に決めました。

これらの見直しにより、福山道路や福山沼隈道路など、本市が関わる幹線道路の整備について、新しい計算方法で個別路線ごとに様々な指標が再計算されることとなります。

数値の見直しについて今後、どのようなスケジュールで再検討するのか見通しをお示し下さい。

費用対効果など、最新の情勢を再計算し、その推計値をもとにして、道路の必要性を今後判断するというのが、事業を取り巻く現状です。

最新の需要予測に基づく新たな整備計画を見直す段階であり、幹線道路網建設計画を拙速に推進するのではなく、事業を一時中止すべきであります。

ご所見をお示し下さい。

次に、福山道路建設計画における、事業の進め方についてお伺いします。

瀬戸町山北地区は、都市整備特別委員会の資料では、設計協議の段階となっています。

わが党の調査では、この地区では、「土地境界確認書」と福山市長宛の「承諾書」などという書類が出回り、境界立会の承諾の作業を行っている、と、仄聞しています。

これに対して、12月2日に山北地区の住民らが、国土交通省福山河川国道事務所を訪れ、真意を質しています。

その時対応した、国交省の徳島用地課長らは、「境界立会後に土地境界確認することが地権者らに徹底していなかった」として、今後「土地境界確認書や承諾書を渡した地権者に趣旨を説明し、書面を返却してもらおう」と口頭で説明した、とのこと。

国の説明では、これら2種類の文書は、国土交通省の職員が、山北地区の住民に渡したもので、これを渡された住民は「福山市役所からの書類に押印してほしい」と説明しながら近隣住民の家へ承諾の取り付けへ行った、とのことでした。

隣の住民から突然、境界立会の押印を頼まれた、ある地権者は驚き、押印を断った、とのことでした。

事業について住民間に様々な意見があり、同意が得られていない地権者も数多くいながら、境界立会を強行することは、地域にトラブルや不信を生む要因となります。ましてや、国が住民に対して承諾書類を渡し、住民同士で同意を取り付ける作業を依頼させるというのは、住民間に無用の軋轢を生むこととなります。

現に山北地区では、地権者の家の塀に何者かが物を投げつける嫌がらせが行われており、住民らは不安を抱えています。

このような事態を生み出した責任は、国及び、福山市が「道路建設ありき」でなし崩し的に事業を強行しているからであります。

このようなあり方を即座に止めるよう、国に申し入れることを求めます。ご所見をお示し下さい。

以上についてお答え下さい。

駅前広場整備についてお伺いします。

11月28日に、第2回目の「駅前広場整備に関する懇談会」が開かれました。

懇談会では、26人の委員が全員発言を行い、「文化財を残すのは必要」とか「遺跡を撤去してまですべきでない」、「市は、一方的なやり方になっている」といった意見が出されました。また、「結論を先延ばししてもいいのではないか」などの意見もありました。

それに先立ち、9月3日に開かれた文化財保護審議会の史跡部会と埋蔵文化財部会の合同部会では、委員から「遺構の残り方が良好」「保存状態がいい」「全国的に見て、外堀の遺構が出てきたのは貴重だ」といった意見が出されています。

合同部会の議長も「外堀がはっきりと分かる形で出てきたのは貴重である」と述べています。

10月6日に、広島県と福山市は、都内で福山駅前整備および福山城遺構保存について文化庁と協議しました。その際県からは、県文化財保護審議会において「今後、文献資料や絵図等の調査をさらに行い、学術的な価値をきちんと抑えるべきである」という意見と、「保存に当たっては上から見えるような形で保存すべき」との意見が出たことが報告されました。

文化庁からは「基本的に文化財を保存する立場で、ぎりぎりの調整の中で遺構をできる限り残してほしい。」とか「計画策定にあたっては、市と保護審が対立しないよう市の審議会の理解を得てほしい。」などの意見が出されました。

以上に示されているように、駅前遺構について、御水門にとどまらず、外堀も含め、貴重な文化財であり、保存が求められることは共通の認識であります。

福山市は、今議会に、基本設計案を出すのでありますが、駅前に水辺公園を求める10万人の署名が寄せられていることや保存方法についてはさまざまな意見が出てきているところから、拙速に、ことを運ぶべきではありません。

あらためて、駅前広場整備と遺構の保存・活用について、広く市民意見を求め、全市民的論議を深めてはいかがでしょうか。御所見をお示しくください。少なくとも、わが党は、最大限遺構を保存する立場から、外堀遺構の破壊は認めることはできません。

地下送迎場については、見直すことを求めるものです。ご所見をお示しくください。

最後に人権同和行政について、お伺いいたします。

2002年3月末、国の同和対策にかかわる特別法が終結し、福山市の同和対策事業も、2006年度末を持って終了したところであります。

従って、解放会館や教育集会所などの隣保館事業は、館が設置されている同和地区関係者の諸課題に取り組む施設の役割を終え、位置づけは根本的に転換されています。

2002年3月の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第7条の規定に基づく同基本計画から、「周辺地域を含めた地域社会全体の中で…総合的な活動を行う」とされています。

地域社会のエリアについても、より広域化し、公民館との連携、福祉施設としての整備などが指摘されています。

福山市においても、人権交流センター、福山市コミュニティセンターと改称されたところではありますが、その運営状況は、今日的な位置づけによる、総合的で地域全体の福祉などを担うものとなっているのでしょうか。到達状況についてお示しください。

福山市コミュニティセンターの運営協議会は、  
①地域住民を代表するもの②社会福祉関係機関及び  
人権啓発推進関係団体③学識経験のあるもの④  
市職員とされております。

人権啓発推進関係団体とは、どのような団体を  
示すのでしょうか。現在、運営協議会委員を担っ  
ている具体的な団体名を、全てお示してください。

次に、福山市にはいまだ、福山市同和対策審議  
会条例があります。同審議会設置条例の第2条は、  
「審議会は、福山市の行政区域内における同和地  
区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するた  
めの基本の方策並びに委託案件について、市長の  
諮問に応じ必要事項の調査および審議、もしくは  
答申または建議するもの」とされています。

今年度の審議会開催状況について、その具体を  
お示してください。

審議会は、委員15人以内で組織するとされ、  
市長が任命または委嘱する。とされております。  
審議会委員については、その1に、本市の同和地  
区に住居を有する者、及び本市の同和地区出身者  
で、部落解放同盟福山市協議会から推薦されたも  
の5人以内とされています。

特定の運動団体からの推薦による、審議委員の推薦も、日本社会の民主的発展のもと、市民合意は得られないものではありませんか。

また、同和地区指定の根拠となる法令もない中、同審議会を行う必要はありません。速やかに、同審議会を解消することを求めるものであります。

次に、広島県は、2002年度末をもって、同和行政を終結させました。県内の市町の中で、いまだに部落解放同盟への団体補助金を出しているのは、5自治体で、県東部では、福山市と尾道市だけであります。

同和行政を終結したにもかかわらず、いつまでも、このような特別扱いを続けることは、住民の自立を阻み、新たな弊害を生じるものであります。

同補助金と人権交流センター内の事務所の無償貸与を速やかに廃止することを求めるものであります。

以上についての、ご所見をお示してください。